

令和6年度 私債権の放棄について

「三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例」第14条の規定に基づき、以下のとおり私債権を放棄いたしましたので、報告します。

総額としては2件、121万6,636円であり、全て一般会計分となります。

放棄事由としては、私債権のうち、消滅時効の期間が経過し、債務者が時効援用していないものについて、債務者に差し押さえることができる財産がないと認められるもの（条例第14条第2項第1号）が2件、121万6,636円となっています。

<令和6年度私債権の放棄一覧>

(単位:件、円)

部局名	債権名	案件数 (調定件数)	金額	備考
県土整備部	県営住宅使用料	1 (2)	105,269	第2項第1号
県土整備部	県営住宅損害賠償金	1 (2)	1,111,367	第2項第1号
合計		2 (4)	1,216,636	

【参考】

三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例(平成26年三重県条例第2号)
(抄)

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 第十一条の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。

二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権（法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。）及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえることができる財産がないとき。

二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえることができる財産が共に不明であるとき。